

## 論文の内容の要旨

### 論文題目

1890年代から1930年代の古きパリ委員会による歴史的環境保全に関する研究  
—歴史的記念物をめぐる都市的視点の導入と展開—

江口 久美

本論文は、1897年設立のパリ市の諮問機関である古きパリ委員会(CVP)が、考古学的・芸術的  
目録(CAA)の作成を通じて、いかに歴史的記念物保全に都市的視点を導入し、その後の歴史的環  
境保全制度の展開への基点となり得たのかを明らかにすることを目的としている。

第1章では、研究の背景及び目的を整理し、記念物周囲500m規制制度(1943年)、保全地区制  
度(SS、1962年)、建築的・都市的・文化財的保護区域(ZPPAUP、1983年)という歴史的環境  
保全制度は、1913年法による歴史的記念物制度を基礎としており、現在のフランスの豊かな都  
市景観の維持に大きく貢献していることを指摘し、そうした歴史的記念物制度の面的展開の基  
点として、CVPの取り組みが位置づけられるのではないかという視点を示した。

第2章では、18世紀のフランス革命以降の社会背景と歴史的記念物の出現の経緯及びオスマニ  
ズムによる「パースペクティブ」な視点の出現と、ポスト・オスマン期のヨーロッパにおける  
「ピクチャレスク」な視点への回帰に関して明らかにした。

1789年のフランス革命以後、歴史的建造物は取り壊され、フランスの風景が一変した。こう  
した風潮をヴィクトル・ユゴーは厳しく非難した。

世論による批判を受けて、七月王政の期間中に、1830年に歴史的記念物総監のポストが創設され、1837年に歴史的記念物審議会(CMH)が創設され、建造物のリスト化が開始された。

1853年にセーヌ県知事に指名されたジョルジュ・ウジェーヌ・オスマンは、体系的に都市を「整序化」し、為政者によるパースペクティブな視点から、規則性、直線、幾何学性を重視した。しかし、厳格な構成に疲弊したため、カミロ・ジッテは、ピクチャレスクな不規則で、幾何学的ではない構成からなる都市計画を求めている。ジッテの影響の下、19世紀末の欧州では、ピクチャレスクな都市景観が指向された。また、ベルギーにおいても、ブリュッセル市長シャルル・ビュルスによって、古典主義以前の中世の特徴を有する、ピクチャレスクな都市景観を目指した都市保全が行われた。

一方、イギリスでは、ピクチャレスクさが、不規則性や過去への連想を促す田園美として、田園都市において実現された。

第3章では、オスマン期にかけての歴史的記念物制度の課題とセーヌ県による都市史研究に関して明らかにし、記念物保全を巡る組織と、民間のパリ記念物愛好会(SAMP)が果たした役割に関して明らかに

1840年には、CMHによって歴史的記念物の公式リストが刊行されたが、CMHは地方での活動に力を入れていたため、パリの記念物は一つも指定されていなかった。ラザール兄弟により、セーヌ県の都市史研究が行われ、1849年に『パリの街路及び記念物に関する行政歴史事典』が編纂された。オスマンも市歴史局を設立したが、研究成果は実際の都市計画にはほとんど反映されなかった。

パリの歴史的環境が危機に瀕していた19世紀後半、それらを擁護する多くの民間の組織が設立された。

1884年に設立された、SAMPの活動目的は、芸術品とパリの記念碑的な様相を監視していくことであった。メンバーのアルフレッド・ラムルーはシテ島開発への意見から、今後のパリのあり方として、「「ピクチャレスク」な景観を保全しながらも、合理性を確保すべきである。」と考えていた。SAMP設立者のシャルル・ノルマンは、考古学に関心の高い建築家であり、ピクチャレスクな景観の保全の必要性を示した。

第4章では、1897年のCVPの設立と「ピクチャレスク」な都市風景への視点、歴史的記念物の点的保全制度による「古きパリ」の保全とCVPへの都市的視点の萌芽を明らかにした。

SAMPを参考として、1897年、CVPが設立され、歴史的記念物審議会(CMH)の活動の補完のため、パリ市の諮問機関として位置づけられた。CVPの目的は、「古きパリを調査し、目録化し、できれば保全し、市民に存在を伝えること」であった。

ラムルーによれば、CVPの活動目的は、SAMPの活動目的と同様に、パリの「ピクチャレスク」な外観を保全することであった。「ピクチャレスク」の基準は、一体的な調和、古い自然発生的な形状の建造物群による創りだされる親密さ、歴史的都市の特徴的な形状であった。

CVPは設立当初から、危機に瀕した歴史的建造物を、歴史的記念物として保全することについて考え、積極的に活動していた。マレ地区のロアン館は、国立印刷局の移転に伴う、改変の危機に瀕していた。そこで、CVPは適切な評価を行い、国及び市への勧告を通じて、ロアン館は歴史的記念物として保全された。

CVPはパリ4区のサンス館に関して、20世紀初頭に、周辺環境との関係を捉える、都市的視点によりランドマークとしての価値を評価し、その重要性をパリ市に認めさせた。

第5章では、1916年のCVPへの考古学的・芸術的目録(CAA)の作成と景勝地制度の関連性、CAAから読み取れる、CVPの都市的視点、CVPの都市的視点によるヴォージュ広場の面的保全について明らかにした。

建築・美・拡張技術課総監であったパリ市の建築家ルイ・ボニエによって、1916年に作成されたCAAは、パリ市の新たな道路拡幅計画に対して、市の建築課に送付し参照される為の目録制度であった。作成当初は、1906年の自然景勝地法にかわって、都市の面的な歴史的環境を保全することについても検討された。

1区のCAAについて見てみると、19の建造物及び地区に関して、周辺環境との調和、また地区と一体になった景観に関連する記述があり、それらに価値を見いだしていることが明らかになった。その内容としては、角地のピクチャレスクさ、固定された眺望点からのピクチャレスクな眺望、建造物の通りとの調和、広場との関係性、隣接する建造物との調和、大建造物の都市の中における様々な見え方があり、歴史的記念物についての空間的な概念である都市的視点について、世に示してきたことが明らかになった。

また、ヴォージュ広場について、CVPが地役権の法的な有効性を主張しながら、広場の調和のとれた対称性・一体性に価値を見だし、勧告を通じて、一体的な保全を成功させていった経緯が明らかになった。

第6章では、1927年の国の歴史的記念物補助目録(ISMH)への影響、1929年の国のパリ記念碑的眺望委員会(CPM)への影響、1943年以降の面的保全制度の展開について明らかにした。

CAAの経験を踏まえて、アンドレ・モリゼによる上院での演説の効果もあり、1913年法は、1927年7月23日に修正され、第2条において、直ちに指定の要請を正当化しないが、保護に十分に値する考古学的価値を有する全時代の公共または民間の建築物は、芸術担当大臣のアレテにより、ISMHに登録できるようになった。都市的視点による建造物の評価・保全の為の特別な仕組みも

準備された。これは面的保全には十分に活用されなかったが、CVPは公共教育芸術大臣から、ISMH作成に対する全面的な協力を要請された。

CVPは以上の活動により、歴史的記念物による歴史的環境保全の可能性を増大させる、登録制度の創設とそこへの都市的視点の導入に大きな役割を果たした。

1929年に、美術閣外相補佐官の発意により、1919年法による都市景勝地の監視のため、パリ記念碑的眺望委員会(CPM)が設置された。CVP事務局長エリー・ドビドゥールが代表を務めた。1933年前後に、①CVPによる過去の記念物の保全、②とりわけ、民間所有者及び、その権力濫用に起因するリスクに対処することを目的とする監視、③芸術・歴史・記憶の価値がある、シテに拡散された断片全体に注意を払うこと、を目的とした第一小委員会から、保護すべき都市景勝地がレポートとして発表され、CAAに記載されていた項目が、都市的視点を持った景観として挙げられた。セクション2には、記念碑的眺望と建造物群、セクション3には、都市景観が記載された。

また、1943年には1913年法が改訂され、歴史的記念物周辺の500m規制が成立した。

終章では、各章の考察を踏まえ、パースペクティブからピクチャレスクへの視点の移行について、ヨーロッパの大きな都市美の流れの中での位置づけ、及び現代日本における都市保全のあり方への示唆を整理した。

CVPは、都市を認識する視点として、オスマンによるパースペクティブな眺望を重視した都市改造への反動から、「ピクチャレスク」な都市風景に価値を見出し、面的な都市保全への扉を開いた。これは、為政者から生活者への視点の変化であり、全体計画に部分を従わせる視点から、こここの場の発見を都市全体の価値につなげる視点への転換であった。

日本では、2008年に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行され、歴史的都市環境を包括的に保全・育成する仕組みが整えられた。個性と厚みのある歴史まちづくりを行っていく上で、生活者の視点から都市風景を価値付け、単体建造物にとどまらない、面的保全を促していったCVPの取り組みに学ぶべき点は多いと言えよう。